

1 策定の趣旨

愛知県営水道は昭和37年1月に愛知用水地域の市町へ水道用水の給水を開始して以来50有余年を経過しています。その後、西三河、尾張及び東三河地域で各水道用水供給事業を実施し、昭和56年度からはこれら既往4水道用水供給事業を統合してより広域的な愛知県水道用水供給事業の事業経営認可を取得し、現在は平成19年3月に取得した事業経営変更認可により事業を実施しています。

この事業経営認可変更後に発生した東日本大震災による地震災害や福島第一原子力発電所事故に伴う水道水の放射能汚染、また、老朽化インフラ施設の施設事故など、水道の安定供給を継続するための課題が数多く提起され、県民の皆様へ安全・安心な水道を送り届けるためには、積極的な諸施策の取り組みが求められています。

愛知県営水道では、このような事業を取り巻く環境変化に適切に対応するため、学識経験者等で構成される「愛知県水道用水供給事業の進め方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置して、県営水道の事業の進め方について定期的又は社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた場合には、研究会の意見を聞き、適宜見直すこととしています。

今回、事業経営変更認可を取得して5カ年が経過したことから、現在実施している地震防災対策や老朽化施設更新等の施設整備、水質管理及び維持管理等の事業の進め方について、研究会から頂いた意見を踏まえ、今後10年程度の事業の進め方を策定しました。